

公認会計士試験に向けての根本力、対応力、そして試験力



経営戦略研究科准教授(会計専門職専攻) 中島 稔 哲

1. 論文式試験の役割

公認会計士試験の論文式試験は、公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかの評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験とされている（公認会計士・監査審査会 [2007]、4頁）。論文式試験は、会計学（財務会計論・管理会計論）、監査論、租税法、企業法、および選択科目（経営学、経済学、民法、統計学から1科目）について実施されるが、ここでは、財務会計論を素材に公認会計士試験に向けての根本力、対応力、そして試験力について取り上げる。なお、財務会計論の分野は、簿記、財務諸表論、その他企業等の外部利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論が含まれ、また、現行の会計諸規則及び諸基準に関する知識のみでなく、それらの背景となる会計理論や代替的な考え方も出題範囲とされている（公認会計士・監査審査会 [2008]、1頁）。

2. 根本力

会計は、企業活動を財務諸表（貨幣数値）に抽象化するものであると言える。この抽象化においては、まず、仕訳という形式が採られる。そこで、Aという取引の場合にはBという仕訳、というように定式化がなされる。

このような定式化を知っているということをもって知識を理解しているとは言えない。なぜなら、定式化は思考を伴わない反復練習によってもある程度は修得することができるからである。すなわち、Aの場合にはX故にBというように、抽象化の論理を理解していることをもって知識と言うことができる（ただし、Xに代替する考え方が存在することもある）。

学習において知識を理解／修得する力が、学習における根本力と言うことができよう。具体的には、講義・テキスト等を通じて他者の思考を自己に移植する（学ぶ）ことを契機として、その思考を咀嚼、消化し、自己の思考へと昇華あるいは定着させることと言うことができる。そして、これを踏まえて、論文式試験の前提にあるように、知識を束ねたものとして成る理論の存在を意識し、知識と知識を結びつけ、体系的に捉え、理解することが必要である。

3. 対応力

論文式試験は、上記の諸科目について実施される。試験科目が、組織、特に企業に関する

諸科目（隣接諸科学）から構成されていることを鑑みると、個々の試験科目に関する体系的理解を基礎に、試験科目相互間の接点等を理解することが必要であると言える。

具体的には、経済学と財務会計論の接点（例えば、なぜ会計情報・会計基準は必要なのか。）、経済学と経営学の接点（例えば、なぜ企業は経営戦略を策定するのか。）、経営学と企業法の接点（例えば、企業活動と企業法制度との関係）、経営学と租税法の接点（例えば、租税が経営意思決定に及ぼす影響）、経営学と管理会計の接点（例えば、企業組織と会計情報の関係）、経営学と財務会計論の接点（例えば、経営意思決定は財務諸表にどのように写像されるのか）、財務会計論と監査論の接点（例えば、内部統制・会計・監査の関係）、財務会計論と租税法の接点（例えば、会計利益計算と課税所得計算の関係）等々である。

このように、各科目の体系的理解とともに、全科目の知識をウェブ状に繋ぎ、また多面的・立体的に修得する力、換言すれば、単に試験の科目として捉えるのではなく、公認会計士試験全体を一つの学問の系として捉える力が必要であると思われる。

4. 試験力

言うまでもなく、論文式試験は筆記試験であり、脳内での思考（理解）を具現化（文書化）することが必要であるが、一般に、この理解の文書化は一朝一夕に行えるものではない。すなわち、理解と文書化の間には壁／ギャップが存在する。この壁を乗り越える力が論文式試験に向けての試験力であり、この力の養成のためには、理解を文書化し、その文書の推敲を不断に繰り返すことが必須である。

5. おわりに

根本力・対応力・試験力という、いきおい抽象的な指摘を行ってきたが、個々人の学習はもとより教員との双方向による学習の経験を通じて、これらの重要性を確認していただきたい。

なお、本稿は公認会計士試験をテーマとしているが、会計大学院は、会計職業倫理・国際性を礎として、これらの諸力に裏打ちされた実践的能力の養成までを視野に入れていることを付記しておく。

《参考文献》

公認会計士・監査審査会 [2007] 「公認会計士試験実施の改善について」、

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/20071025/02.pdf>。

公認会計士・監査審査会 [2008] 「出題範囲の要旨」、

<http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/hani2008128.pdf>。